

宇都宮市における高齢者虐待防止に対する取組についての概要

背景

少子高齢化の進行に伴い、一人暮らしや寝たきり、認知症など的高齢者も増加し、高齢者虐待が顕在化しているなか、平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。この法律により、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を担うことが規定された。

また、国及び地方公共団体の責務として、関係省庁等関係機関等との連携強化、体制の整備、関係機関職員の研修等の措置、広報、啓発活動について規定された。

現状と課題

1 現状

平成17年度までは、高齢者の虐待を発見した際、老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者への支援の一環として、地域在宅介護支援センターや高齢福祉課が中心となり、ショートステイや介護保険サービス等の導入を図るなどして個別に対応してきた。

【栃木県「家庭内における高齢者虐待の把握状況調査結果」(平成15年度実施)より】

156件(宇都宮市では22件報告)の虐待と思われる事例が報告された

<被虐待者>

- ・75歳以上の後期高齢者が78%を占め、女性が全体の81%を占める
- ・要介護者(要介護1~5)が全体の80%を占める

<虐待者>

- ・息子(35%) 嫁(21%)で全体の過半数を占める

2 課題

今後、後期高齢者及び要介護者の増加に伴い、養護者による高齢者虐待の増加が予想されることから、高齢者虐待に対し、関係機関等と連携して速やかな対応を図る必要がある。

高齢者虐待への対応

1 基本的な考え方

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者虐待防止に取り組んでいくため、市としての高齢者虐待への相談・支援体制を確立し、相談窓口等の周知を図り、関係機関や地域と連携して、高齢者虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者及び養護者に対し円滑な対応を図っていく。

2 高齢者虐待防止に向けて

「予防・早期発見」「相談・支援」「対応」の3つの柱を基に、市、地域包括支援センター、関係機関・団体、地域が一体となって、協力・連携を図り、高齢者の虐待防止に向けた取組を推進する。

【予防・早期発見】 (1) 予防対策の推進, 早期発見

【相談・支援】 (2) 相談支援体制の確立

(3) 関係機関等との連携強化

【対応】 (4) 関係者用対応マニュアルの策定

(5) 対応職員の資質の向上

高齢者虐待防止に対する具体的な取り組み(印は新たな取り組み)

(1) 予防対策の推進・早期発見

庁内関係各課等の高齢者虐待防止に関する理解促進

女性相談所, 保健所, 保健センター, 保健と福祉の総合相談等関係各課のほか, 全庁的に高齢者虐待防止に関する認識を深め, 高齢者虐待の予防対策の推進・早期発見に努めていく。

一般市民への虐待防止に係る普及啓発

養護者への支援

(2) 相談支援体制の確立

相談窓口

家庭内における高齢者相談窓口 地域包括支援センター, 高齢福祉課
施設内等における高齢者相談窓口 高齢福祉課

対応

緊急性の高い場合の対応

高齢福祉課

生命や身体に重大な危険がある場合

- ・虐待対応緊急ケア会議の開催
- ・立ち入り調査
- ・被虐待高齢者の一時保護

緊急性の高くない場合の対応

高齢福祉課, 地域包括支援センター

- ・相談, 指導, 助言
- ・事実の確認
- ・虐待対応ケア会議の開催
- ・援助方針の決定, 支援

(3) 関係機関等との連携強化

宇都宮市高齢者虐待防止ネットワーク会議の役割

医療関係者・法曹関係者・人権擁護関係者・警察・民生委員・家族会関係者・介護サービス事業者・地域包括支援センター・市関係各課等で連携・情報交換・啓発活動等を検討する。

地域ネットワークの役割

地域では, 市内21の生活圏域に設置している地域包括支援センターが「地域会議」(民生委員, 自治会長, 地区社協等で構築)を運営している。この地域会議を活用し, 地域高齢者虐待のネットワークを構築し, 高齢者虐待の早期発見, 見守り・支援を行っていく。

(4) 関係者用対応マニュアルの策定

趣旨

平成18年4月に施行となった「高齢者虐待防止法」を踏まえ, 行政や関係機関等が一体となり高齢者虐待防止の対応が円滑に推進できるようにするため策定する。

基本的な考え方

国, 県から示されたガイドラインを踏まえ, 関係者用マニュアルを策定する。

「高齢者保健福祉計画」における高齢者の権利擁護の充実, 『高齢者虐待の対策』を具体的に推進するためのマニュアルとして位置付ける。

マニュアルの主な内容

高齢者虐待の定義, 虐待防止等に向けた市及び関係機関の役割, 虐待の発見と対応 等

(5) 対応職員の資質の向上

研修会の開催

処遇困難事例等の事例検討会の開催